

特集：「学習指導要領」改訂～その意義と課題～

## 新しい音楽教育をめざして

島崎篤子

(文教大学教育学部)

### In Search of New Music Education

SHIMAZAKI ATSUKO

(Faculty of Education, Bunkyo University)

#### 要 旨

2008年3月に改訂された音楽科の第8次学習指導要領では、主な改訂の要点として、内容構成の統一、〔共通事項〕の新設、我が国の音楽の充実、音楽づくりおよび鑑賞の充実、言語活動の活発化などを挙げることができる。本稿は、これらの改訂の要点についてその内容を確認する一方、内在する問題点を指摘することによって、新学習指導要領の意義と課題および新しい音楽教育がめざす方向を捉えようとしたものである。

#### はじめに

中央教育審議会は、平成20年1月に小学校から中学・高等学校にも通じる音楽科の改善案を答申した。同年3月改訂の第8次学習指導要領の音楽科の内容は、この改善案を受け止め、全校種共通の一貫した方針で改訂された。しかし中学校における「選択教科・音楽」の廃止などのように、各校種特有の様々な問題もある。

本稿では、音楽科の小学校学習指導要領に焦点を当て、その主な改訂の要点を検討すると共に、新学習指導要領の意義と課題をとらえながら、今後の音楽教育がめざすべき方向について考察したい。具体的には、新学習指導要領の改善点、すなわち内容構成の統一、〔共通事項〕の新設、我が国の音楽の充実、音楽づくりの充実と鑑賞、鑑賞の充実と言語活動の活発化などについて、内容の確認と共に問題点を探りたい。

#### 1. 内容構成の統一と〔共通事項〕の新設

現行の学習指導要領には小学校と中学校で内容構成に相違が見られたが、今回の改訂によって、両者の内容構成が統一された。すなわち小・中学校共に、歌唱・器楽・音楽づくり（但し中学校は創作）の3つの分野による表現領域と、もう1つの鑑賞領域の2領域で示された。さらに今回初めて〔共通事項〕が新設された。〔共通事項〕は、文字通り、表現と鑑賞の両領域の活動を通して共通に指導する事項である。

この内容構成の統一により、確実に小・中学校の学習内容の系統性は図りやすくなると思われる。また新設の〔共通事項〕は、音楽の構成要素や仕組み等の音楽の基礎的・基本的事項を対象とし、音楽活動全般にかかわる音楽科の学力を支える土台となるものである。

しかし一方で、日本では、〔共通事項〕の各事項についての基礎的研究や音楽理解を深める具体的な指導方法の研究は十分とは言え

ない。また〔共通事項〕だけが一人歩きして、知識偏重に偏りすぎたかつての基礎領域と同じ轍を踏まないように注意しなくてはならない<sup>1)</sup>。まずは、新しい教科書に、この〔共通事項〕がどのように扱われるのかを見守りたい。

## 2. 我が国の音楽の充実

改訂教育基本法第2条には5つの教育目標が明示されているが、その第5番目は、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」である。これを受けて、新学習指導要領においては、「我が国の音楽の充実」が改訂の要点に掲げられた。小学校学習指導要領では、第1に歌唱共通教材の充実、第2に鑑賞教材における我が国の音楽の強化として具現化された。

第1の歌唱共通教材については、次のように変更された。すなわち、これまで1年生から4年生までは4曲の共通教材中3曲、5・6年生は4曲の共通教材中2曲の歌唱指導が義務づけられていた。これが新学習指導要領では4年生までは4曲全部、5・6年生は4曲の共通教材中3曲の指導が義務づけられた。

第2の鑑賞教材における和楽器を含む我が国の音楽の強化については、これまで高学年から導入していた日本の伝統音楽を、中学年からの導入に早め、充実を図ろうとしている。

### (1) 歌唱共通教材についての問題点

世代を超えて共通に歌える歌唱曲を歌い継ぐことは、百花繚乱の日本の音楽文化状況を考えると確かに必要と思われる。それ故に選択される楽曲の十分な検討と充実した指導をするための授業時数が保障される必要がある。

歌唱共通教材の楽曲をみると、24曲中6曲が高野辰之作詞、岡野貞一作曲の文部省唱歌である。すなわち「日のまる(2年)」「春がきた(2年)」「春の小川(3年)」「もみじ(4年)

「おぼろ月夜(6年)」「ふるさと(6年)」の6曲である。

文部省唱歌とは、明治期の『尋常小学読本唱歌』以後、東京音楽学校(現在、東京芸術大学)の教授を中心に合議で作成された日本人による新曲であり、著作権は文部省にあった。近年、作詞者と作曲者が判明した曲については明記するようになった。高野と岡野は名コンビではあるが、合議で誕生した文部省唱歌の中から、この両者の作品だけが共通教材の4分の1を占めていることに疑問をもたざるを得ない。音楽教育史研究者の安田寛も、『尋常小学読本唱歌』の編纂の音楽主任だった島崎赤太郎や歌詞主任だった吉丸一昌教授の業績が歴史の闇に葬られている問題点を指摘している<sup>2)</sup>。

音楽の授業時数が増えないまま共通教材の曲数を増やすと、その扱いは薄まらざるを得ない。授業時数の不足について教育現場の声が上がっている中で、指導曲数を増やして、果たして本当に我が国の音楽の充実が図れるのであろうか。

### (2) 我が国の音楽と音楽文化

我が国の音楽の充実に関連しては、高学年からの導入だったものが中学年にまで広げられたことは、確かに一歩前進である。しかし和楽器には様々な種類があり、日本の箏や太鼓は、鑑賞教材に限定せずに、表現活動としても十分に取り入れることが可能である。表現活動における和楽器導入が、新学習指導要領においても高学年に限定されているのは残念である。

ところで一般的には和楽器の扱いに焦点が集まりがちであるが、中学年の鑑賞に「諸外国に伝わる民謡」が加えられたことや高学年の鑑賞に、我が国や諸外国の音楽について、「文化とのかかわりを感じ取りやすい音楽」と明記されたことの意味は大きい。前述した改訂教育基本法第2条には、伝統と文化の尊重と共に他国の尊重もまた強調されている。

音楽教育に文化的な視点の必要性が共通理解されるようになったのは、1980年代からである<sup>3)</sup>。

今回の第8次学習指導要領の中学校音楽では、教科目標に、「音楽文化についての理解を深め」という一文が加えられた。これは日本の音楽文化の良さの認識や諸外国の音楽文化の理解を強調したものである。この精神は小学校の「文化とのかかわりを感じ取りやすい音楽」につながることを、しっかりと受け止める必要がある。

### 3. 音楽づくりの充実と鑑賞

これまで「つくって表現」（正式には「つくって表現できるようにする」と呼称してきた小学校の創作活動は、今回の改訂で「音楽づくり」に名称変更された。「音楽づくり」の用語については、20年前の平成元年の第6次学習指導要領告示から、筆者は一貫して「音楽づくり」を使ってきており、ようやく市民権を得た思いがある<sup>4)</sup>。新学習指導要領で、音楽づくりは、初めて「児童が自らの感性や創造性を発揮しながら自分にとって価値ある音や音楽をつくること」と明確に定義された。これまでは創作だけでなく演奏の推敲についても音楽づくりの用語を使っていたが、この定義によって、音楽づくりは創作活動に特化した用語に変わったのである。

今回の改訂では、用語の変更だけでなく、音楽づくりの活動に関する発想の転換も行われている。それは小・中学校通して強調されている「音を音楽へと構成する」ことである。

音楽づくりには非常に多様な活動があるが、いずれも基本的には様々な音楽的なアイデアと子どもの自身のイメージをもとに、音素材を研究し、音楽の構成要素や仕組みや様式を意識しながら音楽をつくることになる。しかし最も広く使われている音楽教科書に、物語に効果音を工夫する題材が学年ごとに掲載されたため、必然的に物語に効果音を付す実

践が多くなり、それが音楽づくりと思われた向きもあった。日本の方向が欧米に比べて、効果音に偏りすぎていることを危惧した筆者を含む音楽づくりの研究者は、長年、警鐘を鳴らしてきた。

この音楽づくりの学習は、欧米のCMM (Creative Music Making) を日本の音楽教育に導入したものであり、CMMの学習は世界的な趨勢である。

今回の改訂によって、方向の是正がなされたことの意味は大きい。しかし音楽づくりの理論化に心血を注いできた山本文茂は、今回の改訂は、様式的特質（結果としての子どもが作り出す様式）に着目した音楽づくりから創造過程（音楽の仕組みとつくる道筋）に着目した音楽づくりへの大転換だと捉え、本来、両者は車の両輪であり、前者が否定される懸念を表明している<sup>5)</sup>。前者の全面否定は、音楽の仕組みへの意識化から固定化につながりかねない。両方の音楽づくりが必要なのである。「音を音楽へと構成する」という方針が、効果音の全面否定につながったり、自由取り組めるはずの音楽づくりを形式的で制約の多い活動にしてしまったりすることは避けなければならない。そもそも、効果音すら工夫できない子どもに本格的な音楽づくりは難しい。

音楽づくりは、日本に導入されて以来、独自の理論化と実践化がなされてきた。これまで培ってきた成果を生かしつつ、より音楽構造への関心を強めていくような一種の系統的活動プロセスを確立する必要があるだろう。

筆者は、音楽づくりを描写的な音楽づくり、音響構成的な音楽づくり、構成要素による音楽づくりの3つのタイプに分類し、それぞれのタイプに関連する11の活動を提案してきた。音そのものは抽象的な存在であり、描写的な音楽づくりでも写真のような描写性は求めない。具体的な事物の音イメージを広げながら音楽に構成する描写的な音楽づくりは、低・中学年にとって、より音楽的なアイデアに

つなげやすい。

音響構成的な音楽づくりは音楽の仕組みを考えなければ成立しない。今回の改訂は、音楽の仕組みを核にする音響構成的な音楽づくりに傾斜しているとも考えられる。いずれにせよ、最終的にどのような音楽をつくるのかを子どもがしっかりと理解することで、効果音のレベルから、一層、広がりのある構成をもつ音楽づくりに高めることができる。むしろ効果音の否定は、音楽づくりの活性化を阻む可能性がある。教育の世界では、振り子が極端に左右に大きく振れるのは好ましくない。

なお音楽づくりの参考楽曲として、多様な音楽の鑑賞活動が導入されることが多い。その際に、鑑賞曲を音楽づくりの手段にしないことが大切である。つくる音楽の参考になる楽曲を、文化的な背景を無視して参考楽曲に活用する扱いは、本来の鑑賞活動とは言えない。参考楽曲の鑑賞活動を行うときでも、楽曲を丁寧に分析・研究することが必要であることを強調したい。

#### 4. 鑑賞の充実と言語活動の活発化

今回の改訂で全教科に関連する特徴的な強調点は、言語活動の充実に関することである。小学校学習指導要領第1章総則第4の2(1)には、思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識や技能と共に、「言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童の言語活動を充実すること」とある。思考・判断・表現も言語で行われることから、学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成は、全ての教科の共通課題として取り上げられた。

音楽の学習指導要領では、音楽科の改訂の要点の(7)と各学年の鑑賞領域の(1)ウの項に言語活動に関する記述がみられる。前者の改訂の要点では、鑑賞領域の各学年の内容に「感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を

位置づけ、楽曲や演奏の楽しさに気が付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気が付いたり理解したりする能力が高まるよう改善を図った」とある。これは受動的な鑑賞から能動的で創造的な鑑賞活動へと改善を図ろうとしたものである。

いわゆるJ.ペインターのいう「創造的な聴取」への提言とも考えられる。ペインターは、「創造的な聴取とは、音楽にイメージーションをもって対処することであり、これによって作曲家の音の世界が個々人の中で再創造される」<sup>9)</sup>と述べ、鑑賞も創造的な活動になると主張する。鑑賞活動の創造性については、多くの音楽教育研究者が指摘してきたことではあるが、新学習指導要領で言語活動の充実に「創造的な聴取」の考え方を直結させることで、一層、創造的な鑑賞活動が期待できる。

各学年の鑑賞領域(1)ウの項には、「楽しさに気付く(低学年)」から「よさに気付く(中学年)」そして「よさを理解する(高学年)」と学年によってレベルを上げているが、いずれも「楽曲を聴いて創造したことや感じ取ったことを言葉で表す」といった言語での表現が求められている。

さて新学習指導要領では、鑑賞領域に特定して言語活動の充実を明記している。しかし音楽科の表現領域は、言語とのかかわりがきわめて深いということを看過できない。鑑賞領域における言語活動についても、鑑賞活動後に必ず感想を求められたり書かせられたりすると、子どもたちは鑑賞活動にマイナスのイメージをもってしまうので注意しなければならない。また紙に書かれた言葉のみを重視することで、深い感動体験を得た子どもよりも、浅薄な鑑賞体験を巧みに言語表現する子どもだけが有利にならないように、鑑賞時の注意深い観察が必要である。

歌唱活動における歌詞の味わいや理解、音楽づくりの活動における諸民族の音楽や現代

音楽にヒントを得た言葉の音楽づくり、そして表現活動全般における子ども同士による演奏や表現に対する言語による感想や批評は、言語活動の充実にとってきわめて重要である。そこに音楽の構成要素すなわち〔共通事項〕が生き生きと語られる時、子どもの音楽的な力は確実に高まるといえよう。

音楽科における言語活動については、本学の平成20年度学長調整金による研究成果報告書『言語活動を重視したカリキュラムへの改善とそれに関わる指導法の開発並びにリテラシーリーダーの育成』において、筆者の考えを述べた<sup>7)</sup>。

すなわち、池上嘉彦の言語論に学び、音楽科では、伝達を目的とする実用的機能だけではなく言語による新たな創造の可能性を拓く言語の美的機能への注目の必要性を訴えた。また田中克彦の言語論を取り上げ、響く音としての「コトバ感覚」すなわち音楽作品に直結する音として空間に鳴り響く言葉、音素材としての音を伴う言語感覚を磨く重要性についても強調した。

音楽科教育の雑誌においても、次第に言語活動の活性化に関する記事や特集が掲載され始めている。言語活動の機会だけを増やしても必ずしも言語力が育つとは言えない。同時に、音としての言語の美的機能や研ぎ澄まされた言語感覚を身につけさせる工夫を欠くことはできない。

### おわりに ～明日の音楽教育へ～

第8次学習指導要領の音楽科の内容に関して、内容構成の統一と〔共通事項〕、我が国の音楽の充実、音楽づくりの充実と鑑賞、鑑賞の充実と言語活動の活発化の4点に着目しつつ、改善点や問題点について述べた。

最後に特に注目すべき2つの改善点について触れておきたい。第7次学習指導要領までは、育てるべき個人の能力についてのみ記述されていたが、今回の改訂で、初めて「人と

のかかわり」が文言として表現された。低学年の表現領域を例に挙げると、(1)の歌唱の活動のエには、「互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと」とあり、(2)の器楽の活動のエにも、「互いの楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏すること」が明記された。個々の子どもの音楽的な成長は、学校における他者との関わりによって、一層促される。とりわけ音楽という教科は、他の教科以上に、歌唱、器楽、音楽づくりのいずれの表現活動においても、仲間と共に活動しなければ授業が成立しないという特性がある。音楽科の学びにとって、最も特徴的で重要な「かかわり」が、初めて新学習指導要領に明記されたことは画期的なことである。

もう一点は、小学校の学習指導要領では、中学校の学習指導要領ほどには顕著に表面に出されてはいないが、2の(2)「我が国の音楽の充実」で触れたように、「文化としての音楽教育」の視点が導入されたことである。この2点は、前述した改善点に加えて、特に新しい音楽教育の方向を予見する最も創見に富む改善点といえよう。

全般的には一步前進した印象の学習指導要領ではあるが、前述したように、〔共通事項〕の扱い方、歌唱共通教材の偏り、授業時数の問題、音楽づくりの方向転換に内在する危険性、鑑賞を中心とした言語活動の問題など、それぞれに慎重に考えなくてはならない問題が内包されている。しかし筆者がかねてから主張してきた音楽科の学力論<sup>8)</sup>、すなわち音楽文化的な価値の視点を加味した表現力と鑑賞力の育成、かかわる力を支えに個々の子どもが自ら学ぶ力を鍛え上げていくといった学力構造の方向に接近した学習指導要領になったといえよう。

今後、1人ひとりの教師の知恵と工夫によって問題点が補完および改善されながら、新学習指導要領が、明日の音楽教育を力強く発展させる力として機能することを祈念している。

【注および参考文献】

- 1) 昭和44年告示の第4次学習指導要領では、歌唱、器楽、創作、鑑賞と並んで基礎も領域として位置付いたが、知識中心の指導を助長するという問題点を残した。
- 2) 安田寛監修『原典による近代唱歌集成』（ビクターエンタテインメント株式会社、2000年）の解説書（66～67頁および70～72頁）を参照されたい。
- 3) 拙稿「日本における国際理解教育と『世界の音楽』」、音楽教育史学会編『戦後音楽教育60年』参照。開成出版、2006年。
- 4) 1993年出版の拙著のタイトルを、『音楽づくりで楽しもう！』（日本書籍）とした。音楽づくりについては、平成元年の第6次学習指導要領に導入されて以来、日本独自の理論化と実践化がなされてきた。
- 5) 山本文茂著「第八次学習指導要領・音楽（案）の特質は何か」『音楽鑑賞教育』2008年4月号、9～10頁。
- 6) J. ペインター著、坪能由紀子訳『音楽をつくる可能性』（原題「Sound & Structure」1992）音楽之友社、1994年、14頁。
- 7) 拙稿「音楽科における言語活動と研修案～音としての言語および言語感覚を磨く音楽活動の必要性～」、研究成果報告書『言語活動を重視したカリキュラムへの改善とそれに関わる指導法の開発並びにリテラシーリーダーの育成』、文教大学教育学部、2009年、41～50頁。
- 8) 「バケツ型学力図」に象徴される筆者の学力論については、「音楽教育における学力」（文教大学教育学部紀要第41集、2007年、31～41頁）に詳しい。